

平成27年6月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第45号 亀山市総合計画条例・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第46号 亀山市まちづくり基本条例の一部を改正する条 例・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議案第47号 亀山市税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・	4
議案第48号 亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例・・	8
議案第49号 亀山市営住宅条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	9

件名	亀山市総合計画条例	企画総務部 企画政策室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）により、市町村の基本構想に関する規定が削除され、総合計画の策定については市の独自の判断に委ねられることとなりました。こうした中、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画は必要なものであり、将来的にも総合計画を策定していくことから、その策定根拠などを定めるため、本条例を制定するものです。</p> <p>2 制定内容</p> <p>(1) 総則 ＜第1条及び第2条関係＞</p> <p>条例制定の目的やこの条例で使用する用語の意義について定めます。</p> <p>(2) 基本的事項 ＜第3条から第5条まで関係＞</p> <p>市における総合計画の策定義務、総合計画の位置付け及び総合計画の変更や廃止を行う場合について定めます。</p> <p>(3) 策定方針 ＜第6条から第9条まで関係＞</p> <p>総合計画の策定における方針として踏まえるべき事項について定めます。</p> <p>(4) 策定手続き等 ＜第10条から第13条まで関係＞</p> <p>総合計画の策定における手続きとして、次の事項について定めます。</p> <p>ア 審議会への諮問</p> <p>総合計画の策定にあたり、総合計画審議会への諮問に関する内容を定めます。</p> <p>イ 議会の議決</p> <p>総合計画のうち基本構想について、策定、変更又は廃止しようとするときにおける議会の議決について定めます。</p> <p>ウ 総合計画の公表</p> <p>総合計画を策定したときにおける公表について定めます。</p> <p>エ 策定後の措置</p> <p>総合計画の実施において市長が講ずる措置及び実施状況の公表につい</p>		

て定めます。

(5) 総合計画審議会 <第14条及び第15条関係>

総合計画審議会の設置根拠及び組織について定めます。

(6) 雑則 <第16条関係>

条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとします。

3 その他

(1) 施行日は、公布の日とします。

(2) 附則において、亀山市総合計画審議会条例（平成17年亀山市条例第17号）は、廃止します。

<p>件名</p>	<p>亀山市まちづくり基本条例の一部を改正する条例</p>	<p>企画総務部 企画政策室</p>
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>市の基本構想は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づき策定していますが、総合計画条例の制定により市の総合計画の策定根拠を明確にすることから、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>本条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図り実施するものとして規定されている「改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づく基本構想」を「亀山市総合計画条例第2条第1号に規定する総合計画」に改めます。 <第3条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

件名	亀山市税条例等の一部を改正する条例	財務部 税務室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）等により、地方税法の一部改正がされたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>《第1条関係》</p> <p>(1) 社会保障・税番号制度導入に伴い、市が作成する納付書等及び市民又は事業者が提出する市民税の申告書等に個人番号又は法人番号を記載することとします。 <第2条、第26条、第45条、第69条、第70条、第78条、第83条、第84条、第96条、第97条、第125条、第139条及び附則第18条関係></p> <p>(2) 事業所内保育事業の認可を得た者が当該事業（利用定員が6人以上であるものに限る。）の用に供する固定資産に係る固定資産税が非課税となったことに伴い、関係条文の整備を行います。 <第62条及び第64条関係></p> <p>《参考》現在、該当する事業はありません。</p> <p>(3) 消費税率の10%への引上げが延期されたことに併せて、所得税の住宅借入金等特別控除の適用期限の期日が平成29年12月から平成31年6月に延期されることに伴い、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限も同様に延期されたことから、関係条文の整備を行います。</p> <p style="text-align: right;"><附則第14条の2の2関係></p> <p>《参考》市民税における平成26年度住宅ローン控除適用実績 1,034件 市民税額控除額 37,086,089円</p> <p>(4) 地方団体が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置<通称：わがまち特例>が、次の施設等に対して導入されたことに伴い、これら施設等に係る固定資産税の課税標準の軽減率を定め、平成28年度以後の年度分から適用します。</p> <p style="text-align: right;"><附則第17条の2関係></p>		

【導入された施設等】

①都市再生緊急整備地域等において、都市再生特別措置法に規定する認定事業者が、認定計画に係る都市再生事業により平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得した公共施設、都市利便施設等の用に供する家屋及び償却資産

《参考》現在、亀山市には、都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域はありません。

②平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に新築された高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅

【軽減率】

①5分の3（5分の3を参酌し、2分の1以上10分の7以下）

ただし、特定都市再生緊急整備地域においては2分の1（2分の1を参酌し、5分の2以上5分の3以下）

②3分の2（3分の2を参酌し、2分の1以上6分の5以下）

※（ ）内は、地方税法で定められている軽減率の範囲

(5) 新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、平成27年度に初めて新車登録を受けた場合、平成28年度1年間のみ、税率をおおむね75%又は50%低く（軽課）する特例措置（グリーン化特例）が導入されたことから、その導入に伴い、税率の特例を定めるものです。

＜附則第29条の2関係＞

＜軽自動車＞

	種別	三輪	営業用車	自家用車
	一般車	3,900円	6,900円	10,800円
特例措置対象車	電気自動車等	1,000円	1,800円	2,700円
	平成32年度燃費基準+20%達成車	2,000円	3,500円	5,400円
	平成32年度燃費達成車	3,000円	5,200円	8,100円

＜軽貨物車＞

	種別	営業用車	自家用車
	一般車	3,800円	5,000円
特例措置対象車	電気自動車等	1,000円	1,300円
	平成32年度燃費基準+20%達成車	1,900円	2,500円
	平成32年度燃費達成車	2,900円	3,800円

(6) 健康増進の観点から、たばこの消費を抑制するため、紙巻きたばこ旧3級品以外と比べて安価な紙巻きたばこ旧3級品の税率を次のとおり段階的に上げます。

		改正箇所				
	24年度	25年度 ~27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
旧3級品	2,190円	2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円
(参考) 旧3級品 以外	4,618円	5,262円				

※いずれも1,000本当たりの税率

《参考》平成25年度市たばこ税に係る旧3級品実績

2,819,560本 6,969,102円

紙巻きたばこ旧3級品の例…わかば、エコー、ゴールデンバット等

また、引上げ日において、紙巻たばこ旧3級品を所持する卸売販売業者等については手持品課税される紙巻たばこ旧3級品の貯蔵場所、小売販売業者については紙巻たばこ旧3級品を直接管理する営業所ごとに、市に申告、納税をしなければならないこととします。

＜附則第30条及び改正条例附則第5条関係＞

(7) 国において引き続き検討を行うこととされた、市民税における所得税に適用される出国時に未実現のキャピタルゲイン（債権や株式等資産の価格の上昇による利益）に対する譲渡所得課税の特例を講じないこととします。 <第17条関係>

(8) 所得税法の一部改正及び法人税法の一部改正における条項ずれ等に伴う規定の整備を行います。

＜第12条、第27条の3、第43条、第44条及び附則第8条関係＞

《第2条関係》

軽自動車税の税率のグリーン化特例に係る改正に伴い、平成26年6月23日に公布した亀山市税条例の一部を改正する条例（平成26年亀山市条例第14号）について、条文の整備を行います。

＜平成26年改正条例附則第29条の2及び改正附則第6条関係＞

3 その他

施行日等は、次のとおりとします。

《第1条関係》

- ・（２）、（３）、（４）、（５）・・・施行日は公布の日とし、（４）においては平成２８年度以後の年度分の固定資産税について適用し、（５）においては平成２８年度分の軽自動車税について適用します。
- ・（１）、（７）及び（８）の一部・・・施行日は平成２８年１月１日とし、（１）においては施行日以後に行われる申告等について適用し、（７）においては平成２８年度以後の年度分の個人の市民税について適用します。
- ・（６）及び（８）の一部・・・平成２８年４月１日

《第2条関係》

施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	財務部 税務室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）により、地方税法の一部改正がされたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>固定資産税と同様に、地域決定型地方税制特例措置＜通称：わがまち特例＞が、次の施設に対して導入されたことに伴い、これら施設等に係る都市計画税の課税標準の軽減率を定め、平成28年度以後の年度分から適用します。</p> <p style="text-align: right;">＜新附則第5項関係＞</p> <p>【導入された施設】</p> <p>都市再生緊急整備地域等において、都市再生特別措置法に規定する認定事業者が、認定計画に係る都市再生事業により平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得した公共施設、都市利便施設等の用に供する家屋</p> <p>【軽減率】</p> <p>5分の3（5分の3を参酌し、2分の1以上10分の7以下）</p> <p>ただし、特定都市再生緊急整備地域においては2分の1（2分の1を参酌し、5分の2以上5分の3以下）</p> <p>※（ ）内は、地方税法で定められている軽減率の範囲</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とし、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用します。</p>		

件名	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	建設部 営繕住宅室
----	--------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

市では、低所得者などの住宅困窮者の居住の安定の確保を図るため、亀山市住生活基本計画（平成21年3月策定）において、今年度末までに200戸の市営住宅を供給するという目標を定め、そのうち70戸を民間が所有する賃貸共同住宅の活用により供給することとしています。

このため、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅について、市営住宅として設置及び管理を行うこととするため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

借上げによる市営住宅として、次の住宅を新たに設置します。

<別表第1関係>

設置年度	名称	位置	構造	戸数
平成27年度	川合住宅	川合町543番地及び544番地	木造2階	8
平成27年度	北鹿島台住宅	北鹿島町2番5-3-101号、2番5-3-102号、2番5-3-201号及び2番5-3-202号	木造2階	4
平成27年度	若山住宅	若山町1番7-101号、1番7-102号、1番7-103号、1番7-105号、1番8-201号、1番8-202号、1番8-203号及び1番8-205号	木造2階	8

3 その他

施行日は、公布の日とします。

<参考> 現在までの民間が所有する賃貸共同住宅の整備状況

平成23年度 10戸 (井田川駅前住宅)

平成24年度 10戸 (井田川駅前住宅)

平成27年度 5戸 (野村団地住宅)

合計 25戸